

議会一口メモ

一般質問について

一般質問とは、議員が地方公共団体の事務について、執行機関(市)に対し、事実又は所信を質すものです。各々の市町村議会では一般質問に関する取扱いは異なりますが、砂川市は、会議規則に定めるほか、次のとおり申し合わせで一般質問を行っております。

- 1、議長に対しては質問ができません。
- 2、質問用紙は、議会招集状といっしょに送付されます。
- 3、一般質問の受付(通告)は、定例会初日(原則月曜日)から開会の5日前(水)と4日前(木)の午後3時までとなっております。
- 4、一般質問の発言順序の変更を認める場合については、  
①天地異変、②裁判所に召還(公務の出張)、③同一生計の家族の死亡、④その他これらに類するものとなっております。
- 5、質問事項は標題のほか、質問要旨をできる限り詳しく書きます。
- 6、自己が所属する常任委員会(総務文教・社会経済各委員会)の所管事項に関する一般質問は、政策事項を含めて一切できません。
- 7、特別委員会での調査中の事項については、自会派の委員から委員会で質問してもらうことにし、一般質問では原則としてできません。
- 8、一般質問は第2日目に行います。
- 9、一般質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっております。
- 10、一般質問等のテープの貸出しは原則しておりません。
- 11、意見書・決議案の提出を予定している会派の議員は、同一案件に関する一般質問はできません。
- 12、午前8時30分前に2人以上の一般質問の受付議員がいた場合の通告順はくじ引きで決めます。

市民の声

初めての議会傍聴

川 澗 正 子

私は、初めての議会傍聴に緊張しながら臨みました。昨年砂川市の妊婦健診の公費助成負担はどうなっているかを担当の方に伺ったところ、今年度から3回になるという回答でした。国の望ましいという通知や全国の自治体の現状と比べて市の相当な努力を期待しておりました。たまたま第3回定例会でこの問題が審議されることを知り傍聴しました。

質問は、妊婦健診の公費助成拡大、出産費用の保険適用、後期高齢者の健康診査、農業振興対策、砂川市の街づくり、教育行政、がん患者への対応など多岐にわたっております。

議員の詳細な調査に裏付けされた質問には頭が下がりました。

妊婦健診の公費負担を通知まで、生産資材の高騰による営農対策で安全な食を守る、学校給食法の改正もあり子どもの食育を推進する専門教諭を配置する、末期がん患者に対する緩和医療の実施など、各専門分野での取り組みに期待することが何か見えてきたような気がします。

住民の立場に立った市政が今後も行われるよう希望し、一市民として何が出来るかを考えさせられた傍聴でした。

編集後記

編集委員会委員として、市議会だより作りを始めてから、あつという間の1年でした。

気付けば、もう9月議会も終わり、今年も残りあと僅かです。時が流れる早さを身をもって痛感させられています。その間にも、市立病院改築や市町村合併、自治体財政の問題など、砂川市を取り巻く課題が山積している中で、14名の議員が、きつちりと市民の皆さんの声を代弁し、行政における考え方をしっかりと引き出すことが大事です。

この市議会だよりを通じて、その引き出した行政の考えを市民の皆さんへ、分かり易くお伝えするように、これからも精一杯頑張つてまいります。(武田)

議会広報編集委員会

- 委員長 吉浦 やす子
- 副委員長 一ノ瀬 弘昭
- 委員 土田 政己
- 委員 沢田 広志
- 委員 飯澤 明彦
- 委員 武田 圭介

※市議会だよりは資源保護のため再生紙と大豆インキを使用しています。